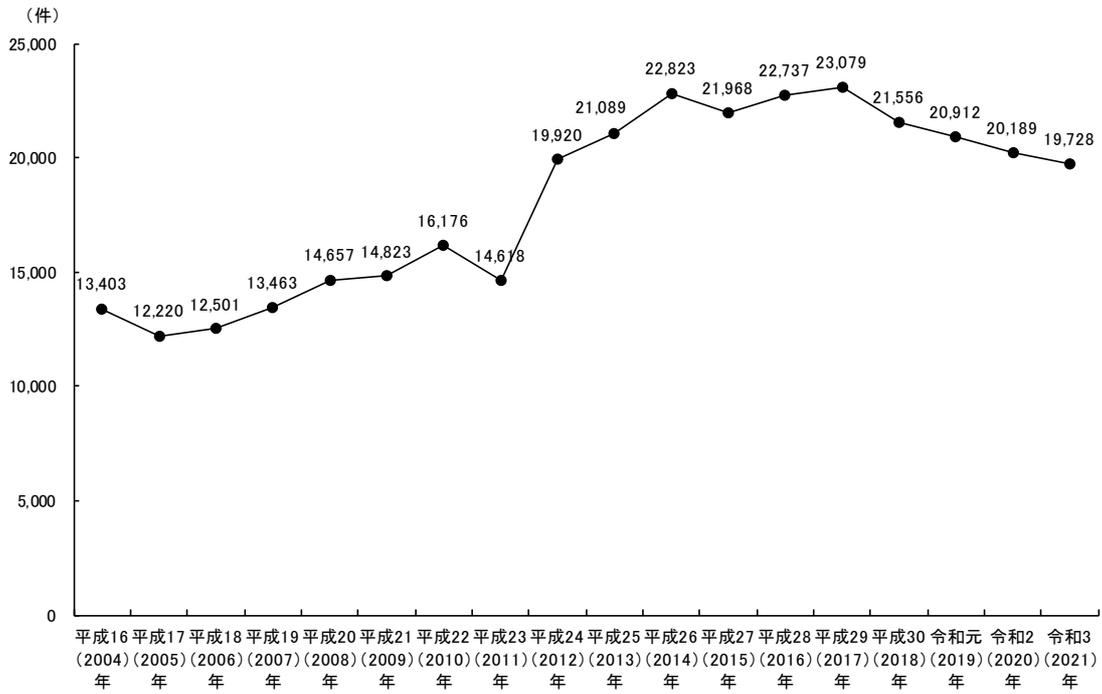


V-2 ストーカー被害者に対する支援

1. ストーカー事案の相談等件数

ストーカー事案の相談等件数は、令和3（2021）年は19,728件に減少したが、平成24（2012）年以降高水準で推移している。

図表V-2-1 ストーカー事案の相談等件数の推移（全国）



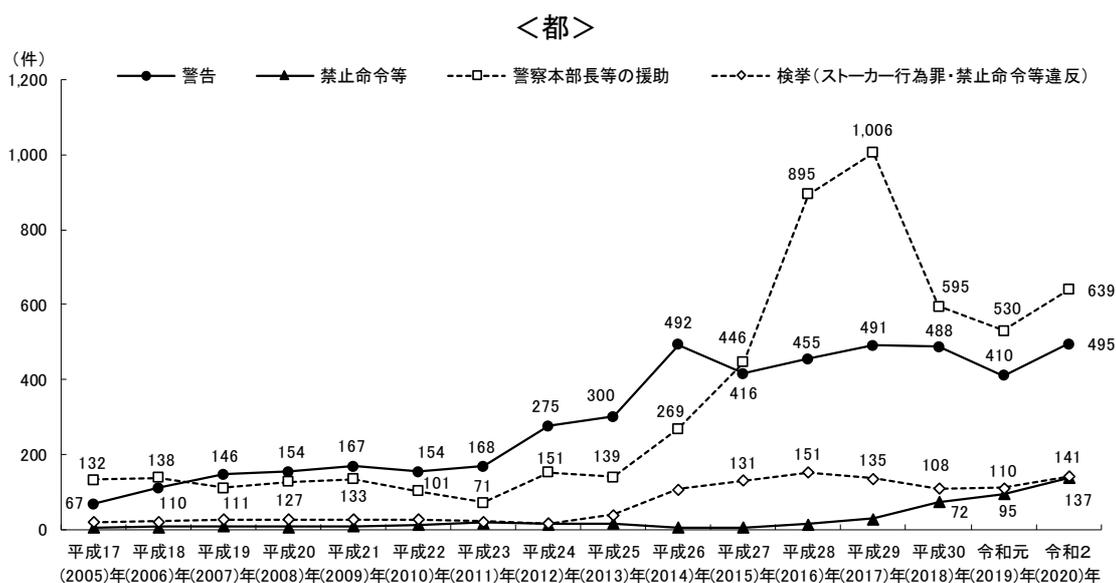
資料：警察庁「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

2. ストーカー規制法の適用状況

ストーカー規制法の適用状況をみると、都では「警告」は平成24（2012）年以降増加傾向にあり、令和2（2020）年は495件となっている。「禁止命令等」は平成29（2017）年から増加し、令和2（2020）年は137件となった。

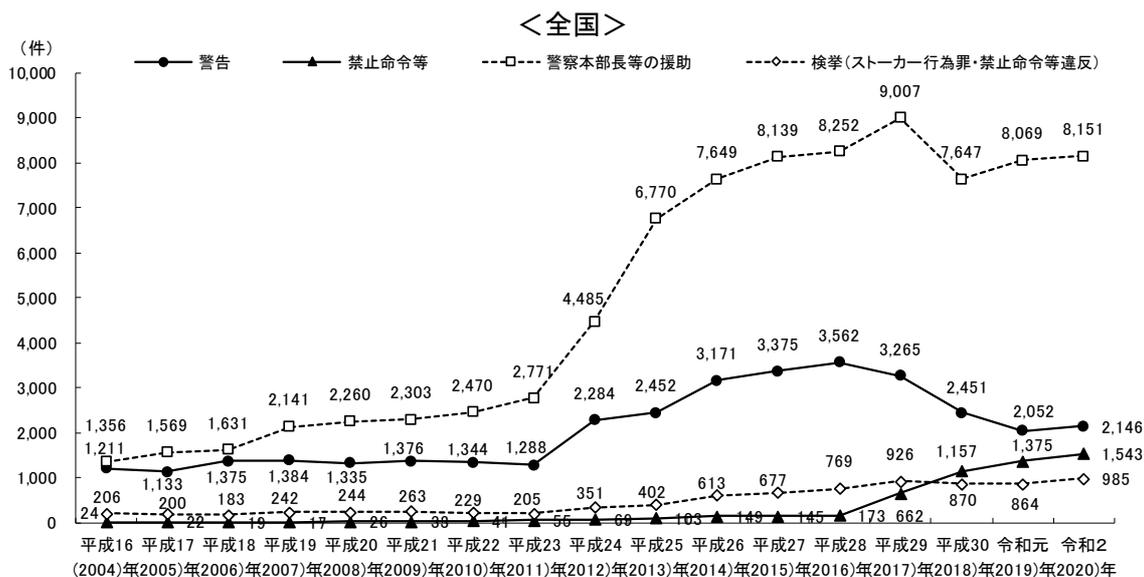
全国では「警告」は平成24（2012）年以降増加し、平成29（2017）年から減少していたが、令和2（2020）年は2,146件と微増となった。「禁止命令等」は平成29（2017）年から急増している。

図表V-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都・全国）



注：援助の実施にあつては、平成30（2018）年から援助申出受理件数を表示する。

資料：警視庁の統計（令和2年）



資料：警察庁「令和2年のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」